

## 消費者政策国際シンポジウムの開催について ～集団的消費者被害回復制度における消費者団体の役割～

1. 名称 消費者政策国際シンポジウム  
～集団的消費者被害回復制度における消費者団体の役割～
2. 日時 平成26年7月4日（金）13:30-15:30
3. 場所 霞山会館 「牡丹の間」
4. 主催 消費者庁
5. 概略 

日本、中国及び韓国から、弁護士、政府高官、消費者連盟会長と多彩な顔ぶれのパネリストを招聘し、コーディネータ・基調講演者及び会場の聴衆者も巻き込んで、集団的消費者被害回復制度について活発な議論が交わされた。平成21年9月の消費者庁発足以来、初めての国際シンポジウムの開催であった。

シンポジウムのテーマは、3か国の法整備の現状等を踏まえ、3か国にとって旬のテーマといえるものを選んだ。日本では、昨年12月、消費者団体による集団的な消費者被害回復制度を導入するための新しい法律が成立したところである。中国においても、本年3月の消費者権益保護法改正により、集団的消費者被害に対し、消費者協会等が公益訴訟を提起できる権利が定められた。韓国では、既に消費者団体による集団調停が実施されている。

特に、日本としては、今後、新しい制度の施行に向けて注目が集まりつつある中で、日中韓の比較ができ、訴訟手続が二段階制であることや、被害回復の必要性和事業者の予測可能性のバランスを考慮して対象となる消費者被害の範囲を決定していることなどの自国の制度の特徴を再認識できたので、大変有意義な機会であった。

コーディネータ	・松本恒雄(国民生活センター理事長)
基調講演	「集団的消費者被害回復制度と消費者団体の国際比較」 ・山本和彦(一橋大学大学院法学研究科教授)

パネルディスカッション

「集团的消費者被害回復制度における消費者団体の役割」

- ・ 日本人パネリスト：大高友一（弁護士）
- ・ 中国人パネリスト：Huang Jianhua（黄建華）  
（国家工商行政管理総局消費者權益保護局 副局長）
- ・ 韓国人パネリスト：Kang Jung Hwa（姜正華）  
（韓国消費者連盟 会長）



